

令和3年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔9月3日提出〕

宮城県登米市

議案第73号

令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度登米市老人保健施設事業会計予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設管理業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	20,790 千円

令和3年9月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

予算に関する説明書

ページ

1. 債務負担行為に関する調書

5

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	事業収益等
施設管理業務委託	千円 20,790		千円	令和4年度から 令和6年度まで	千円 20,790	千円 20,790